

## 一般競争入札参加申込書提出要領

## 1 一般競争入札参加申込書の提出について

下記の書類を提出すること。

郵送の場合は、別紙「郵送による入札書類の提出等について」による。

No.	書類の名称	対象	書類の説明・注意事項等
1	<b>一般競争入札参加申込書</b> <b>【様式1】</b> ※物品ごとに提出すること	共通	入札参加する物品ごとに提出すること。
2	<b>委任状</b> <b>【様式2】</b> ※物品ごとに提出すること	共通	代理人に委任する場合は、提出すること。 入札書を代理人が提出する場合は、必ず提出すること。
3	<b>誓約書</b> <b>【様式3】</b>	共通	暴力団員等に該当しないことを誓約し、警察署に該当性について照会することに同意することの書類
4	<b>役員名簿照会及び同意書</b> <b>【様式4】</b>	法人で申込む場合	No. 3 に関連し、入札参加を申込む法人の役員についての警察署に該当性について照会することに同意することの書類
5	<b>商業登記簿謄本</b> [地方法務局（本局、支局）で発行]	法人で申込む場合	現在事項全部証明書。履歴事項全部証明書でも可。 ・提出日3ヶ月以内に取得したものに限り。 写し（2頁を1頁に集約し両面コピーしてください。）でも可。
6	<b>登記されていないことの証明書</b> [東京法務局又は地方法務局（本局、支局）で発行]	個人で申込む場合 (法人登記していない個人商店も含む)	代表者の「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」証明書。 ・提出日3ヶ月以内に取得したものに限り。写しでも可。
7	<b>身分証明書</b> [本籍地の市区町村で発行]	個人で申込む場合 (法人登記していない個人商店も含む)	代表者の身分証明書。 ・禁治産者・準禁治産者でないことと、破産者でないことの2点を証明する証明書。 ・提出日3ヶ月以内に取得したものに限り。写しでも可。

No.	書類の名称	対象	書類の説明・注意事項等
8	<p><b>(市町村民税)</b>  <b>完納証明書</b>  ※東京都 23 区においては都民税</p> <p>[各市区町村で発行]</p>	共通	<p><b>【所在地（委任する場合は受任先）が岐阜市内の場合】 完納証明書</b></p> <p><b>【所在地（委任する場合は受任先）が岐阜市外の場合】</b> 所在地の市町村が発行する、すべての市町村民税に未納がない旨の記載がある証明書（完納証明書又はそれに類する証明書）とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての市町村民税に未納がない旨の記載がある証明書が発行されない市町村の場合、納税証明書（直前営業年度1年度分）でも可。</li> <li>・納付書等は不可。</li> <li>・提出日3ヶ月以内に取得したものに限る。写し可。</li> </ul> <p>&lt;法人の場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所在地（委任する場合は受任先）の市町村が発行したものであること。</li> <li>・支店などを設立したばかりで、完納証明書を提出できない場合は法人市民税を担当している部局での受付印のある「開設届」の写しでも可。</li> </ul> <p>&lt;個人の場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代表者の完納証明書。または、すべての市町村民税に未納がない旨の記載がある証明書。</li> </ul>
9	<p><b>(固定資産税)</b>  <b>完納証明書</b></p> <p>[各市区町村で発行]</p>	共通	<p><b>「8(市町村民税)完納証明書」において、すべての市町村民税に未納がない旨の記載がある場合は、兼用で1部提出すればよい。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての市町村民税に未納がない旨の記載がある証明書が発行されない市町村の場合、納税証明書（直前営業年度1年度分）でも可。</li> <li>・納付書等は不可。</li> <li>・提出日3ヶ月以内に取得したものに限る。写し可。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産がない場合は固定資産がないという証明書。（岐阜市の場合は「無資産証明書」といい、これに類するもの。）</li> <li>・土地・家屋の固定資産がなく償却資産のみあり、その償却資産も免税されている場合は償却資産の評価額が分かる証明書。（岐阜市の場合は「固定資産（償却資産）証明書」といい、これに類するもの。）</li> </ul> <p>&lt;法人の場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所在地（委任する場合は受任先）の市町村が発行したものであること。</li> </ul> <p>&lt;個人の場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代表者の完納証明書。または、すべての市町村民税に未納がない旨の記載がある証明書。</li> </ul> <p>※固定資産等がなく上記証明書が何れも発行されない市町村の場合は、申告書【様式5】を提出してください。</p>

No.	書類の名称	対象	書類の説明・注意事項等
10	(消費税及び地方消費税) 納税証明書 [所轄税務署で発行]	共通	未納がないこと分かる証明書。 ・提出日3ヶ月以内に取得したものに限り。写し可。 ・免税事業者も必ず提出。 <法人の場合>その3又はその3の3 <個人の場合>その3又はその3の2